⑷　落札者の決定方法　国立大学法人北海道大学契約規程第８条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

⑸　手続における交渉の有無　有。

⑹　契約書の作成の要否　要。

⑺　本設計及び工事に直接関連する契約を本契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑻　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴と同じ。

⑼　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑽　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of contract and disbursement of the procuring entity : Yamaguchi Keizo, President, Hokkaido University

⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42

⑶　Subject matter of the contract : Construction and design of the Food and Medical Innovation International Center (Tentative name).

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 AM. 24, July 2013

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00 AM. 25, September 2013

⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Contract Management Unit, Facilities Planning Division, Facilities Department, Hokkaido University, Kita-8, Nishi-5, Kita-ku, Sapporo-shi, Japan 〒 060―0808 TEL 011―706―2069

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年７月３日

日本年金機構本部

調達部長　大野　光一

◎調達機関番号　428　◎所在地番号　13

○第 15 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成25年度　日本年金機構本部増築工事　一式

⑶　工事場所　東京都杉並区高井戸西３―５―24

⑷　工事内容　増築棟新築　鉄骨造地上３階、延べ面積約8,130㎡　渡り廊下　鉄骨造地上１階、延べ面積約70㎡　外構工事　一式

なお、当該工事は電気設備工事、機械設備工事も含む。

⑸　工期　契約締結日から平成26年８月20日まで

⑹　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

⑵　日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつその事実があった後３年（日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

②　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

⑥　上記により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

⑶　厚生労働省により、関東甲信越ブロックにおける「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑷　厚生労働省より、関東甲信越ブロックにおける「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,250点以上であること。

⑸　平成10年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）

・Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上３階建て以上、延べ面積5,000㎡以上の事務所又は公共施設の新築又は増築（増築にあっては、増築面積が5,000㎡以上であること）。

⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年度以降に上記⑸に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事で元請けとしての経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　その他、入札説明書及び仕様書に定める資格を有する者であること。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　電気設備工事及び機械設備工事について、請負業者又は下請契約を締結する下請建設業者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者を専任で配置すること。

①　電気設備工事

㋐　一級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。

㋑　平成10年度以降に上記⑸に掲げる基準（ただし、建築一式工事における１次下請としての実績を含む。）を満たす完成・引渡が完了した電気設備工事の経験を有する者であること。

②　機械設備工事

㋐　一級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。

㋑　平成10年度以降に上記⑸に掲げる基準（ただし、建築一式工事における１次下請としての実績を含む。）を満たす完成・引渡が完了した機械設備工事の経験を有する者であること。